

令和5年7月 文書質問及び回答

- 1 質問者 中田豪之助 議員
2 質問事項 通話録音について

質問の内容・要旨	回答
<p>下川町でも弁護士と相談して進めなければならぬような事案が発生している。本町がその施策・業務を十分注意して遂行していく相手があることで、避けようのない事態も考えられ、北見市、北広島市では既に通話録音を始めている。</p> <p>北見市では「業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪の防止及び職員への不当な圧力を排除することを目的に、「北見市庁舎における通話録音装置の運用に関する取扱要領」を策定し、必要に応じて通話の録音を行っております」としている。</p> <p>北広島市は、令和4年(2022年)10月1日から、業務の適正な執行の確保などのため、市役所と外部との電話通話を録音しており、その趣旨は以下のとおりである。</p> <p>①. 業務の公正かつ適正な執行の確保 ②. 不当要求行為等の防止及び排除 ③. 通話における事実確認</p> <p>下川町においても社会情勢の変化に対応するため、通話録音を導入するべきと考えるが町長の見解を伺う。</p>	<p>通話録音装置の設置状況につきましては、総務企画課 1台、保健福祉課(認定こども園)1台、あけぼの園 6台、山びこ学園 1台、町立下川病院 1台、消防署(119番電話自動録音)となっております。</p> <p>近年の利用状況につきましては、不当要求行為や電話における事実確認で利用したケースは、ほとんどない状況ではありますが、業務の公正かつ適正な執行を確保し、住民サービスの向上を図るとともに、犯罪の防止や職員への不正な圧力を排除する必要があることから、未設置の所管課への設置を検討して参ります。</p>